

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課、または調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

妙高市は、個人住民税の賦課、または調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

妙高市長

公表日

令和6年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課、または調査に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報により、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養等の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税課税情報の照会 ⑦個人住民税の特別徴収に係る届出の受領 ⑧個人住民税の特別徴収者への税額の決定通知 ⑨自治体等からの調査への回答 ⑩公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付</p>
③システムの名称	<p>①個人住民税システム ②確定申告受付システム ③地方税電子申告支援システム ④統合宛名システム ⑤中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税ファイル、申告受付ファイル、地方税電子申告ファイル、国税連携ファイル、年金特徴ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項</p> <p>(情報照会の根拠) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号、第45号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税務課
②所属長の役職名	市民税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

妙高市 総務課
新潟県妙高市栄町5-1
0255-72-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長	禰沢 茂	市民税務課長	事後	様式変更のため
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月11日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月11日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和6年1月4日	I 1. ②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報により、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養等の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税課税情報の照会 ⑦個人住民税の特別徴収に係る届出の受領 ⑧個人住民税の特別徴収者への税額の決定通知 ⑨自治体等からの調査への回答</p>	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報により、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養等の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税課税情報の照会 ⑦個人住民税の特別徴収に係る届出の受領 ⑧個人住民税の特別徴収者への税額の決定通知 ⑨自治体等からの調査への回答 ⑩公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付</p>	事後	公金受取口座情報を利用するための修正
令和6年1月4日	I 1. ③システムの概要	個人住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー	<p>①個人住民税システム ②確定申告受付システム ③地方税電子申告支援システム ④統合宛名システム ⑤中間サーバー</p>	事後	評価書の見直し
令和6年1月4日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項</p> <p>(情報照会の根拠) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号、第45号</p>	事後	公金受取口座情報を利用するための修正